

日本の会計事務所、中小企業にとって本当に役立つことを。

月刊 実務経営ニュース



司法書士法人 土地家屋調査士法人
青沼総合事務所

- 不動産
- 相続
- 民事訴訟
- 契約書
- 登記
- 土地家屋調査
- 遺言
- 遺言執行
- 遺言検印
- 遺言検印代行
- 遺言検印代行

司法書士法人・土地家屋調査士法人 青沼総合事務所 代表パートナー

司法書士・土地家屋調査士 青沼光泰

パートナー司法書士 田中通之

パートナー司法書士 土屋武大

企業のニーズに登記で応える

企業支援に強い司法書士法人青沼総合事務所

企業のニーズに登記で応える 企業支援に強い司法書士法人青沼総合事務所



司法書士法人・土地家屋調査士法人
青沼総合事務所

- 代表パートナー 青沼 光泰
- 司法書士 田中 通之
- 司法書士 土屋 武大
- 司法書士 眞輪 裕幸
- 司法書士 佐治 亮輔
- 司法書士 大平 展聖
- 司法書士 小松 勇仁
- 土地家屋調査士 津川 雄己



司法書士法人・土地家屋調査士法人 青沼総合事務所
 パートナー 司法書士 田中通之氏
 パートナー 司法書士 青沼光泰氏
 パートナー 司法書士 土屋武大氏



あおぬまみつやす
青沼光泰先生のプロフィール

司法書士法人・土地家屋調査士法人青沼総合事務所代表パートナー。司法書士。土地家屋調査士。1975年山梨県生まれ。大学在学中、宅地建物取引主任者（現・宅地建物取引士）、測量士補の資格を取得。大学卒業後、土地家屋調査士、司法書士、簡裁訴訟代理等関係業務認定、土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の各資格を取得。実務経験としては、都内土地家屋調査士事務所での1年の実務経験の後、星野ふみひと司法書士事務所にて商業登記、M&A手続きを中心に約2年の実務経験を積み、清水直法律事務所へ入所。パラリーガル兼インハウス司法書士として企業法務、企業再建に関わる案件を中心とした登記・法務手続業務に従事。同事務所での約6年の勤務を経て、2011年、中央区に青沼光泰司法書士事務所を開設。2015年、法人化し司法書士法人青沼総合事務所へ改称。2021年、土地家屋調査士法人青沼総合事務所を併設。現在に至る。

に合格しました。さらに勉強を続け、28歳になる2003年に司法書士に合格しました。合格後は司法書士事務所にて約2年、弁護士事務所にて約6年勤め、2011年に司法書士として独立しました。

—— 田中先生、土屋先生がパートナーとして参画した経緯をお聞かせください。

青沼 2人には独立後に私から声をかけました。もともと私たち3人は、

都内の星野ふみひと司法書士事務所（現・星野リーガル・ファーム）に勤めていた仲間です。その事務所は、商業登記やM&A関連の登記手続きに力を入れていて、所長である星野先生は、私が司法書士試験のために通学していた予備校で商業登記の講師をされていた先生でもありません。事務所を去った時期は3人ともバラバラですが、縁あって再び一緒に働けるようになりました。2人に

は、事務所のパートナー司法書士として参画してもらっています。

—— 続いて田中先生のご経歴を伺います。

田中 私は2005年に司法書士試験に合格して、その後、星野先生の事務所にて7年ほど勤めてから青沼の事務所へ合流しました。司法書士を目指した理由は、大学時代に法律系の資格を取ろうと決めて図書館で資格を調べたところ、一番面白そうだからです。

—— なぜ青沼総合事務所に入られたのでしょうか。

田中 ちょうど自分ひとりで仕事をしてみたいと考えていた時期だったからです。青沼の事務所に入る前は、事務所の代表の指示のもとで仕事をしていました。今は自分の判断で仕事ができるため、学ぶことは多いですが、私へのご依頼も増えてきて、やりがいを感じています。



司法書士法人青沼総合事務所（東京都中央区）は、2011年に青沼光泰氏（写真中）が開業した個人事務所を法人化した事務所である。現在、代表である青沼氏のほかに、田中通之氏（同右）、土屋武大氏（同左）がパートナー司法書士として在籍し、このほかにも4名の司法書士と1名の土地家屋調査士有資格者が所属している。企業法務に関する登記手続きを中心に、企業が抱える問題に向き合い、その悩みを解決する手続きやスキームを提案することで、顧問先企業や他士業からの信頼を獲得している。また、税理士との連携も積極的に進めており、現在、事業承継やM&A、組織再編、相続などの手続きを税理士と連携して税務と法務の両面からクライアントを支援し、さらなる拡大を図っている。今回の取材では、代表の青沼氏、パートナー司法書士である田中氏と土屋氏に、事務所の強みや税理士との提携事例についてお話を伺った。（写真市川法子）

経験豊かな司法書士が 良質な法的サービスを提供する青沼総合事務所

—— 本日は、青沼総合事務所の代表パートナーである青沼先生、そしてパートナー司法書士である田中先生

と土屋先生にお話を伺います。まず、青沼先生のご経歴を伺います。

青沼 不動産業を営んでいた父の勧めで、大学在学中に宅地建物取引主任者と測量士補の資格を取得しました。卒業後は、土地家屋調査士法人に就職し、1年後に土地家屋調査士



田中 通之 先生のプロフィール

青沼総合事務所パートナー司法書士。1981年東京都生まれ。2005年、司法書士試験合格。星野ふみひと司法書士事務所（現・星野リーガル・ファーム）入所。2006年、簡裁訴訟代理等関係業務認定審査合格。2008年、司法書士登録。2012年、青沼光泰司法書士事務所入所。2015年、青沼光泰司法書士事務所を法人化し、司法書士法人青沼総合事務所に改称。パートナー司法書士に就任。

関係で協力する、そういったスタイルのほうがよいサービスを提供できるのではないかと前々から考えていました。

そこで、かつての仲間であり、その仕事ぶりをよく知っている田中と土屋に声をかけ、パートナーという形で入ってもらったのです。

— そのようなお考えを持つようになったのは、何かきっかけがあったのでしょうか。

青沼 独立する前に10名ほどの弁護士が所属する法律事務所働いたことがきっかけです。その事務所では、私はパラリーガル兼インハウス司法書士として勤務していました。法律事務所の場合、パートナーである弁護士は一人ひとりが自分の考えを持って自立して仕事をします。お互いに同格であり、基本的にはスタンドプレーです。しかし、先生方が持つ個々の力を最大限に発揮することが

できるため、結果的に組織としてチームワークが発揮されていました。それを見て、司法書士もこうあるべきではないかと考えるようになったのです。

— 弁護士事務所での経験が司法書士としての組織づくりのヒントになったのですか。

青沼 そうですね。同じ司法書士でも、お客様に対する理解度や接し方は千差万別です。私たち3人におい

ても、支持してくださるお客様、得意なお客様には違いがあります。個性を活かせるようないろいろな司法書士が集まって、それぞれが得意なお客様にサービスを提供したほうが、組織として強くなると考えています。

— 現在、パートナーとしての司法書士は何名ですか。

青沼 今は私たち3人のみです。事務所内には私たちのほかにも司法書士や土地家屋調査士が在籍していま



土屋 武大 先生のプロフィール

青沼総合事務所パートナー司法書士。1980年東京都生まれ。2002年、司法書士試験合格。2003年、星野ふみひと司法書士事務所（現・星野リーガル・ファーム）入所。2005年、茨城県内の司法書士事務所に入所。司法書士登録。簡裁訴訟代理等関係業務認定。2007年、都内において共同司法書士事務所に参画。2008年、土屋司法書士事務所開設。2017年、司法書士法人青沼総合事務所と統合し、パートナー司法書士に就任。

— 土屋先生、お願いします。

土屋 私の場合はもともと独立志向があったので、なるべく早く開業できそうな司法書士を目指し、大学時代に合格しました。卒業と同時に2003年から星野先生の事務所に2年ほど勤めて、その後は別の事務所に移って経験を積み、2008年に個人事務所を開業しました。その後、青沼の誘いを受けて、2017年に青沼の事務所と私の事務所を統

合しました。

— 青沼総合事務所と統合された理由は何だったのでしょうか。

土屋 独立後は完全な一人体制で事務所を運営していました。しかし一人体制のままでは、いずれは体面などで仕事が増えるときが来ます。独立から10年近く経ち、将来のことを考えていたタイミングで青沼が声をかけてくれたので、事務所を統合することにしました。

— 土屋先生は、予備校の講師もされていたそうですね。

土屋 恩師である星野先生に勧められて、独立後にTACの講師を始めました。青沼総合事務所には、私たち3人のほかに4名の司法書士が在籍していますが、そのなかには私の教え子もいます。

— それでは再び青沼先生にお伺いします。「パートナー」として2人を迎え入れたのはなぜでしょう

か。

青沼 多くの司法書士事務所は、ひとりの代表によるワントップの体制で運営されています。先ほど田中が申し上げたように、代表が仕事を受けて、代表の指示で仕事を進めていくスタイルです。この体制にもよい面はもちろんあります。しかし、独立してお客様の前に立つて仕事ができる、力のある司法書士がひとつの事務所に集まって、お互いに対等な



ですので、このまま育ててくれたらいいと思います。

—— 3人でパートナーという関係で働いてみていかがでしょうか。

青沼 仕事で迷うことがあったときは相談し合い、仕事をするなかで気づいたことは共有するようにしていきますので、互いの経験を共有しながら知見を高め合うことができています。今は3人チームですが、個の力の5倍以上の力を発揮できていると感じています。

企業法務に関する登記手続きを提案

—— 青沼総合事務所での具体的なお取り組みや業務の強みについてお聞かせください。

青沼 われわれの強みは、企業法務に関する登記手続きを、クライアントに自ら提案できることです。

司法書士の仕事といえば、不動産業者や銀行などが行う手続きのなかで、登記の部分を担当するという「二次的な仕事」という印象を多くの方がお持ちだと思います。そうで

はなく、われわれは企業などから直接ご相談を受けて、必要となる法務手続きや問題解決のためのスキームをご提案しています。

—— 企業法務に関する登記とはどのようなものになるのでしょうか。

青沼 事業活動にともなって必要になるあらゆる登記です。商業登記はもちろん、不動産登記、債権譲渡登記、動産譲渡登記など全てが対象になります。「〇〇の登記をしてください」という状態で依頼されるわけではなく、企業のニーズを読み取り、それに柔軟に対応しながら、必要な手続きをこちらで考えて提案できるところに面白さがあります。

—— 具体的にはどのようなお客様をご支援の対象とされているのでしょうか。

青沼 われわれと企業法務の顧問契約を締結している企業のほか、税理士・会計士・弁護士などの士業の先生方、M&A仲介業者や企業コンサルタントの方々です。

—— 士業の先生方に対しては、どのようなサービスを提供されていますか。

青沼 先生方のクライアントである企業の登記手続きをお受けします。

ただ、依頼内容によっては、より企業のニーズに適した登記手続きをごちらからご提案できる場合もあります。その場合は、登記業務のテクノロジーとして、先生方にご提案をいたします。

—— そうなのですね。ところで、登記の手続きは法律で厳格に定められており、いつてみれば決まった手続きというイメージがあります。企業のニーズに応じてご提案される手続きが変わるものなのでしょうか。

青沼 そうですね。登記手続きは、登記記録に実体上の事実を反映する際の「規制」そのものですから、手続きそのものは誰がやっても結果は同じになります。ただ、企業法務に関する登記業務は、企業の方針や戦略によって異なるアプローチができる場合が結構あるのです。

—— 差し支えなければ、具体的な事例をお聞かせください。

青沼 例えば、資産管理会社を設立して、社長が黄金株1株を持ち、それ以外をお子さんに保有させるため

の登記手続きのご依頼があると思います。お子さんたちに株式を持たせながら、社長は黄金株により一定の決議事項に拒否権を設定することができると、社長の考えに反する決議を万が一にもお子さんがやろうとすれば、それに歯止めをかけることができます。

ただ、そもそも黄金株を設定する理由は、社長が本当は自らその会社をコントロールしたいからです。それであれば、まずは社長の保有する1株のみを普通株、ほかを全て無議決の種類株にする方法から検討すべきです。この方法でも、お子さんが得られる財産権は変わらず、議決権は社長が100%を保有します。

—— 確かに、黄金株である必要がないケースにおいても、何となく選択していることはありそうです。そうした場合は今のアドバイスによって、社長のニーズに合った手続きを選べるのです。司法書士が企業法務に関わる意義を、どのようなところに感じていますか。

青沼 登記には、その前提法令や実情によって規制が強くなったり緩和

されたりしているものがあって、意外にも一貫性がないように見えるものがあります。

例えば、法人の身分に関する登記のために議事録などの書類を提出することがありますが、その時点において書類の真偽は基本的に問われません。ところが後に外部の債権者などが関わってくると、手続きの瑕疵によって会社法上「無効」となる部分があり、突然シビアになるシーンがあります。専門家以外の方にしてみれば、登記の落とし穴であり怖いところですね。そうしたリスクを抱えながら、登記手続きをとまなうプロジェクトを進めることは、当事者にとって本当に大変なことです。それをノーストレスにして差し上げることで、司法書士が企業法務に関わる意義であると考えています。その登記について規制がなされた法的根拠から捉え、スキーム策定の段階から登記を組み込むことにより、プロジェクトをスムーズに完遂に導くことができます。

—— 企業経営に対する理解が深い司法書士が関わるからこそ、登記を

会計事務所と提携し 顧問先企業を支援

—— 弊誌の読者は、会計事務所の先生や職員さんになります。これまでに税理士や会計事務所と提携された事例があれば、ぜひお聞かせください。

青沼 まずは、10億円の増資を検討



うことです。そこで会社の状況を詳しくお伺いしたところ、このケースでは合同会社への組織変更が可能だと判断しました。合同会社であれば、出資の全額を資本剰余金に振り替えることができます。現在、その会社は株式会社に戻しており、結果、税負担なく出資することに成功しています。

ご存じだと思います。ただ、優先されるのはあくまで中身が変わった部分のみとなります。過去の遺言で記載した内容が新しい遺言書で触れられていない場合、過去のその部分は過去の遺言が生きてしまうのです。実際にそれでトラブルになったケースも知っています。新しい遺言を作るときは、過去の遺言書の有無を調べて、あればそれを無効にする内容を入れるようにアドバイスをしています。

から、先生方は役員の方と話しながら、会社の定款を作成されることがあります。その際、会社にとって定款がどういふものかを説明することがあるとあります。私の場合、「株主と役員という、会社の2大権限者の権力関係を調整しているのが実は定款なんですよ」といった話をします。もし株主が1名で、役員が多数であれば株主に力があつたほうがいいし、外部から出資を受けている企業なら役員に力があつたほうがいいでしょう。どちらに力を持たせたいのかによって、定款の設計方針が変わってくる、などという話から入ると、お客様にわりと喜んでいただけてるのでお勧めです。

—— 企業が受けられる恩恵は大きいと思います。ほかにはどのような事例がありますか。

—— それは怖いですね。

—— 業務を円滑にするコツのようなお話もされているんですね。そういった話をすると、作成する定款にも、より大きな価値を感じてもらえるそうです。

青沼 過去に遺言書を作成したお客様が新たに遺言書を作り直すことになって、そのアドバイスもさせてもらったところ、税理士の先生からお喜びいただいた事例があります。

青沼 過去に遺言書を作成したお客様が新たに遺言書を作り直すことになって、そのアドバイスもさせてもらったところ、税理士の先生からお喜びいただいた事例があります。

税務と法務がタッグを組む 企業の問題解決に取り組み

青沼 遺言が2通以上ある場合、日付が新しいものが優先されることは

青沼 聞けば聞くほど面白いですね。

—— 読者である税理士の先生や会

計事務所の皆さんにメッセージをお願いします。土屋先生、田中先生、青沼先生の順にお願いします。

—— 今後の青沼総合事務所の展望についてお伺いします。

土屋 中小企業の最初の相談窓口になるのは、やはり税理士や会計士の先生方です。しかし、本来の業務を抱えながら、それ以外の法務に関する問題までカバーすることはリスクも含めて大変だと思います。

青沼 司法書士のなかにはとても高い技術を持っているのに、「登記は誰でもできるものだから、誰がやっても一緒」という奥ゆかしい考えの先生も多いです。もっと司法書士がやっている仕事をアピールしていいのではないかと考えています。他の士業の先生方や業界の方々にも「司法書士に相談してよかった」と言っていただけの事務所を目指し、司法書士の価値を知ってもらうことに貢献できれば、この資格で生きてきたものとしてとってもらいやすいです。

また、企業法務には、例えば、自己株式を取得する手続きのように、登記に直接は関係がなく、誰もフォローしなければそのままになってしまふものがあります。しかし、後に企業価値が高まれば、その意味は随分重なるものです。司法書士は登記だけでなく、会社法に関する手続きについてはかなりの部分をカバーしています。引き出しは多いので、ぜひ活用していただきたいと思えます。

—— ありがとうございます。青沼総合事務所に相談したい、あるいは提携をしたい事務所があれば、どのような形でご連絡をすればよいですか。

田中 私は税理士の先生方から、事業承継、相続、グループの再編などのご依頼をよく受けています。先生方のお客様の事業承継や相続が有利になるよう、株価対策なども踏まえ、登記手続きの面からご支援をさ

青沼 事務所へのお問い合わせでもよいですし、お題をいただければセ

セミナー講師等派遣のご案内

青沼総合事務所では、ご要望に応じて会計事務所のお客様向けセミナー講師の派遣、個別説明などを行います。下記までご連絡いただければ、ご相談のうえ対応させていただきます。

〈講演可能なテーマ〉

- M&A、組織再編・事業譲渡などの法務実務
- 新株発行・DES・減資
- 会社の種類、設立、定款の基本的な考え方
- 事業承継の法務手続き
- 種類株式・ストックオプションの法務手続き

お申し込み・お問い合わせ：contact.s@a-go.jp

青沼総合事務所：東京都中央区八重洲 1-1-8 八重洲KTビル 4F TEL 03-6228-7891

スマートフォンからのお申し込み・お問い合わせはこちらから→



日本の会計事務所、中小企業にとって本当に役立つことを。

月刊実務経営ニュース

会計事務所経営専門誌「月刊実務経営ニュース」について

「月刊実務経営ニュース」は、株式会社実務経営サービスが発行している会計事務所向けの経営専門誌です。成長の著しい会計事務所、優れた顧問先支援を実践している税理士を取材・紹介し、会計業界の発展に貢献することを目指しています。おもな読者は全国の会計事務所の所長や職員の皆様です。

(月刊実務経営ニュース編集部)